

～こんなトラブルに要注意！事例に学ぶ対処法～

知らない間に高額請求・・・！

子どものゲーム課金にご注意を！

■事例 （相談者：30歳代 女性）

実家に帰省した際、私の母が孫である小学生の娘にスマホを貸してオンラインゲームで遊ばせていた。後で母から「身に覚えのない高額なカード請求がある」と相談を受け調べたところゲーム課金分だと分かり、ちょうど帰省していた時期と重なっていたため、娘が無断で課金したものと分かった。

親戚で集まる機会が増える、年末年始。安易に子どもにスマホを渡すのは危険だよ！



ひとことアドバイス

- 子ども用に契約したスマホは「ペアレンタルコントロール」機能を利用しよう！利用限度額の設定を確認しましょう。
- 必ずカード会社や通信会社からの利用明細の確認を！決済完了通知メールを見落として「課金が高額になるまで気づかなかった」というケースも。
- 日頃から子どもと話し合うことが大切です。保護者が対策するだけでなく、ゲームの適切な利用について子どもに知ってもらいましょう。



保険で無料!? 甘い言葉の勧誘にご用心!!



「火災保険を使って住宅修理ができる」と勧誘を受けて契約後、**高額なサポート料金を請求される**という被害が発生しています。



うその理由で保険金請求すると詐欺に該当するおそれがあります



その場ですぐには契約しないようにしましょう



火災保険のことは、損害保険会社または代理店に自分で相談しましょう



どうしても補修工事が必要な場合は、複数の事業者から見積りを取りましょう

★令和7年度より、芦別市の相談受付窓口が滝川市へ移りました。

滝川地方消費者センター（滝川市役所3階）

☎（0125）23-4778（受付時間：平日 9時～16時）

おかしいなと思ったら、一人で悩まずにご相談ください!

